

環境影響評価業務のご案内

さまざまな分野で最新の環境影響評価技術を提供し、環境に配慮した計画づくり・事業実施をサポートします。

■ 事業計画の検討と環境影響評価の流れ

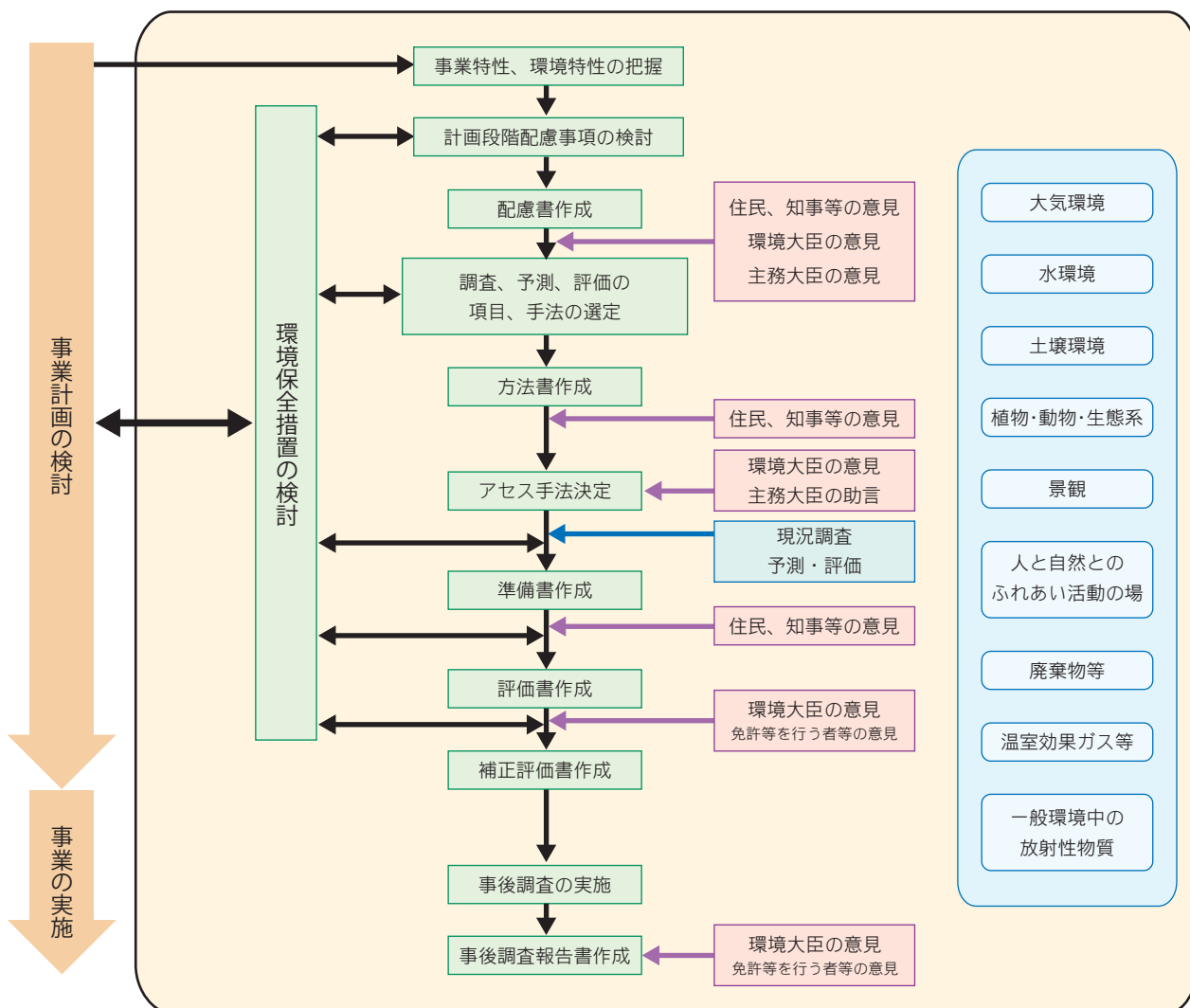
環境アセスメントは、開発事業などによる環境影響を回避・低減するための仕組みとして、環境保全に大きな効果を発揮してきました。また、環境影響評価法は、時代に応じて適宜見直されており、近年では、配慮書手続の新設、風力発電事業の追加、一般環境中の放射性物質の追加等が行われています。

当社では、日本全国の陸域から海域に至る各種事業において環境アセスメントの豊富な実績を有しており、大気環境、水環境、土壌環境、動物・植物・生態系などの環境のあらゆる分野についての各種現地調査・分析から、コンピュータシミュレーションによる予測も可能であり、計画段階からの環境配慮事項の検討、事後調査計画の策定、環境保全措置の検討も一貫して行います。

また、当社の豊富な経験を生かし、審査会や住民説明会などの環境影響評価の手続を適切に進めていけるよう、事業者の皆様をサポートいたします。

当社の環境影響評価業務の実績のある分野

港湾・埋立て、飛行場、発電所(火力、風力)、道路、廃棄物、鉄道、工業団地、ダム、河口堰等 など



【環境影響評価の流れ】

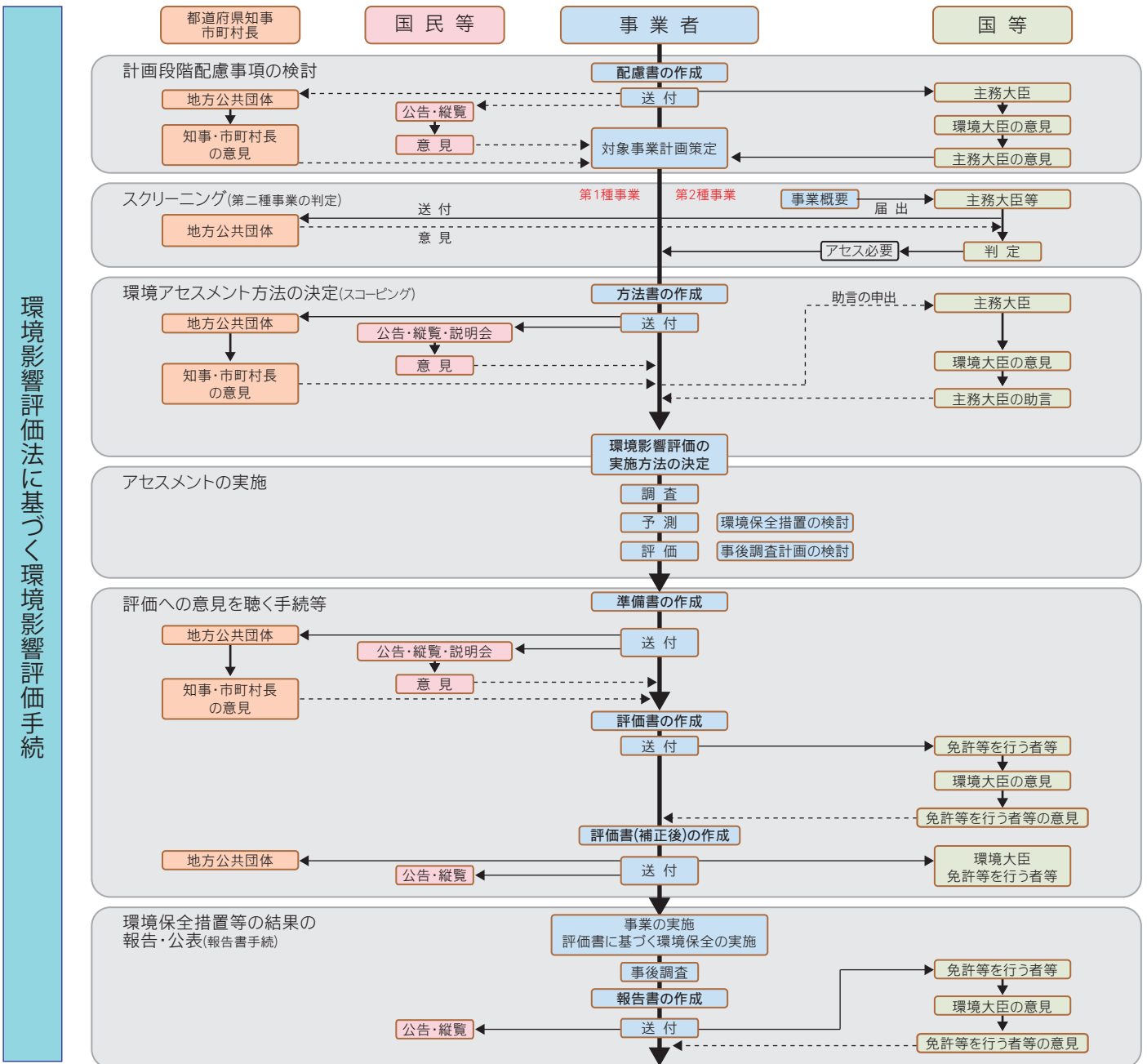
環境影響評価の手続の流れ

環境影響評価法は平成11年6月から施行されており、平成23年4月には、法対象事業に風力発電事業が追加され、計画段階配慮手続が新設・義務化される等の大幅な改正がなされています。

同法に基づく環境影響評価制度においては、事業の計画段階から、住民等の意見を聴取し、適切な環境配慮が行われるように配慮書手続が加えられるなど、効率的で柔軟な環境影響評価が求められています。さらに、事業実施に際して講じた環境保全措置の効果について事後調査を行い、その調査結果の報告する義務も加えられています。

また、各地方公共団体においても、環境影響評価に関する条例が定められており、環境影響評価法の対象とならない規模や種類の事業でも、同様の環境影響評価手続が必要となることがあります。

当社では、以下の一連の手続に関して、事業者の皆様をサポートいたします。



環境影響評価法に基づく環境影響評価手続



人と地球の未来のために —
いであ株式会社
<http://ideacon.jp/>



本社	〒154-8585	東京都世田谷区駒沢3-15-1	TEL:03-4544-7600
国土環境研究所	〒224-0025	神奈川県横浜市都筑区早淵2-2-2	TEL:045-593-7600
環境創造研究所	〒421-0212	静岡県焼津市利右衛門1334-5	TEL:054-622-9551
食品・生命科学研究所	〒559-8519	大阪府大阪市住之江区南港北1-24-22	TEL:06-7659-2803
亜熱帯環境研究所	〒905-1631	沖縄県名護市字屋我252	TEL:0980-52-8588
大阪支社	〒559-8519	大阪府大阪市住之江区南港北1-24-22	TEL:06-4703-2800
沖縄支社	〒900-0003	沖縄県那覇市安謝 2-6-19	TEL:098-868-8884
支店		札幌・東北・福島・北陸・名古屋・中国・四国・九州	